

# 事業請負申込書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市城東区長 吉村 悟 様

住所又は事務所  
所在地

商号又は名称

氏名又は代表者  
氏名

印

下記について関係法令・貴市関係規定を守り別紙仕様書並びに裏面に記載の通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

金額				百万			千			円
【税抜】										

記

事業名称	城東区複合施設 外2ヶ所 壁面緑化・屋上緑化・ 花壇維持・樹木剪定・除草業務管理委託
請負期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
実施場所	大阪市城東区中央3-5-45 大阪市城東区中央1-3-6 大阪市城東区中央新喜多東1-1-25

# 通知書事項

1	見積に付すべき事項	事業請負申込書のとおり
2	保証金	大阪市契約規則第19条第1項第2号により納付を免除する。
3	契約条項を示す場所 及び見積書提出場所	大阪市城東区中央3-5-45 大阪市城東区役所3階 総務課
4	見積書提出日時 (申込書提出期限)	令和8年2月12日(木)～令和9年3月3日(火)午後5時
5	見積の無効	次の場合に該当する見積は、無効とする。 ○大阪市契約規則第28条第1項各号の一に該当する見積 ○本市が交付した事業請負申込書を用いないでした見積 ○同一見積について、他の見積者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として見積したときはその全部の見積 なお、無効の見積をした者は再度の見積に参加することができない。
6	契約書作成の要否	要
7	見積書記載方法等	<b>事業請負申込書には、税抜の金額を記載すること。 申込書に記載された金額に100分の10を上積みした額を契約金額とする。</b>
8	その他	○契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること。 ○保証金の納付を免除された者が、契約相手方に決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結をしないときは、大阪市契約規則第21条第2項により落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。 ○申込者は、提出済みの申込書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ○個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること。 ○議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、市議会の議決を経た後、契約を締結するものとする。 ○この見積において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の3に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。 ○契約相手方に決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 ○契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(表面事業請負申込書)